

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	クラブ活動費補助金						所管課	学校教育課	
予算費目	款	教育費	項	中学校費	目	教育振興費	事業	教育振興事業費	
	節	負担金、補助 及び交付金	細節	補助金	細々節	クラブ活動費補助金			
総合計画	基本方針	1	ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる こどもを育むまちづくり			政策分野	2	教育	
	施策	2	学校教育			主な取組	1	こどもの可能性を伸ばす教育の推進	
交付開始年度	平成25年度		継続年数		12年		終了・見直し（予定）年度		令和8年度
法令・例規等	根拠法令								
	要綱名								
分 類	その他補助				個人補助、団体運営費補助、事業費補助、利子等償還補助以外の補助に該当するもの				
目 的	生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、クラブ活動に係る費用の一部を補助する。								
内 容	1 クラブにつき30,000円を上限額とし、クラブ活動費に係る消耗品費や手数料、バス代等を対象に交付。								
補助率の設定	定額補助		補助率				上限額		1 クラブにつき30,000円

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		2, 430, 000円	前年度比	2, 430, 000円	前年度比	2, 460, 000円	前年度比
財源	特定財源	0円		0円			
	一般財源	2, 430, 000円		2, 430, 000円	100%	2, 460, 000円	101%
	特定財源率（％）	0%		0%		0%	
補助対象事業費（見込）		2, 340, 000円		2, 400, 000円	103%		
補助金額（見込）		2, 340, 000円		2, 374, 000円	101%		
補助率（％）		100%		99%	99%		
補助の実績（予定）		交付申請のあった78クラブに補助金交付を行うことで、保護者の負担を軽減に寄与した。		80クラブのクラブ活動に係る補助金申請に対し交付を行うことで、保護者の負担軽減を図る。		82クラブのクラブ活動に係る補助金申請に対し交付を行うことで、保護者の負担軽減を図る。	
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
各中学校クラブ数			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	78クラブ	80クラブ	82クラブ

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	△	要綱が制定されていないため、令和８年度中に要綱を制定する。
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	△	要綱が制定されていないため、令和８年度中に要綱を制定する。

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	△	要綱が制定されていないため、令和８年度中に要綱を制定する。
2	補助率は補助対象経費の１／２以下である	－	生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、対象経費の範囲内で単価積算による定額補助としている。
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	△	要綱が制定されていないため、令和８年度中に要綱を制定する。
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	－	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	－	

●今後の方向性

方向性	☐ 現行のまま継続 ☒ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	要綱が制定されていないため、令和８年度中に要綱を制定する。	
見直し・廃止の時期	令和８年度	